

福岡市ホームレス自立支援実施計画の改定及び本市の自立支援の方向性について

◆改定の目的◆

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び国の基本方針に基づき、平成21年6月に改定した現行の「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第2次）」の計画期間が、平成26年3月に終了することに伴い、本市の実情に応じた自立支援策によりホームレス問題の解決を図るため、平成25年10月にパブリックコメントを実施し、平成26年2月（予定）に次期実施計画を策定するもの。

【現実実施計画の方針】

自立支援センターの設置を含む取り組むべき施策を具体的に明示し、抜本的なホームレス問題の解決を図る。

1 福岡市が中心となった自立支援事業への積極的な取り組み

2 NPO支援団体や関係機関との連携・協力

3 就労支援と生活保護の適正実施

【具体的な事業】

○巡回相談・アフターケア事業
市内全域を巡回して個別の相談に応じ、個々の必要に応じた助言及び関係機関との連絡調整を行う。また、自立後、再ホームレス化防止のため、定期的連絡や訪問を行い、必要に応じて生活指導・相談等の支援（アフターケア）を行う。

○就労自立支援センター運営事業（就労自立支援センター）
福岡市就労自立支援センターを設置し、居住機能、生活指導、就労相談等を総合的に提供し、就労による自立を支援する。

○自立支援事業（アセスメントセンター）
アセスメントセンターを設置し、福岡市就労自立支援センターに入所を希望する者に対し、一時的な生活の場を提供しアセスメントを実施し、センター入所の適性を検討するとともに、入所に至らなかった者に対し、自立に向け支援する。

○一時保護自立支援事業（福祉センター）
福祉センターを設置し、一時的な生活の場を提供するとともにアセスメントを実施し、個々に応じて生活保護や施設入所等による自立を支援する。

○緊急一時宿泊事業（シェルター）
シェルターを設置し、一時的な生活の場を提供し、個々に応じて生活保護等による自立を支援する。

○要援護者支援事業（松濤園（救護施設））
松濤園（救護施設）に一時入所し、その後居宅生活や施設入所による自立を支援する。

◆本市の現状◆

【ホームレス数】※目視調査による （単位：人）

調査時点	H21年 1月	H22年 1月	H23年 1月	H24年 1月	H25年 1月
ホームレス 数	969	393	270	226	217

※ピーク時（平成21年1月）と比較して、4分の1以下まで減少している。

【自立者数】

※現実実施計画に基づく各自立支援施設からの自立者数

○就労自立支援センター 221人（H21.11～H24）

○アセスメントセンター 37人（H22～H24）

○福祉センター 112人（H22～H24）

○シェルター 346人（H22.7～H24）

○松濤園（救護施設） 24人（H21～H24）

◆本市の課題◆

現実実施計画によりホームレスの数は、大幅に減少しているが、下記の課題が存在している。

○高齢化・長期化の傾向がある。

○ホームレスが抱える問題が多様化・重複化している。

○自立した後、職場や地域に馴染めず再ホームレス化する者が存在する。

○就労自立支援センターや福祉センターで自主・強制退所者が2～3割存在する。

【次期実施計画の基本方針及び見直しポイント】

「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第2次）」の実施によりホームレス数は大幅に減少し、一定の成果をあげている。

今後は現行の施設運営を維持しながら、ホームレスが抱える問題の多様化や再ホームレス化等の課題解決に向けて、支援計画の見直しの徹底や巡回相談・アフターケア事業の充実を図っていく。

次期実施計画では第2次実施計画の内容を踏襲しつつ、以下の3点を基本方針とし具体的な施策を実施する。

1 自立支援施設等を中心とした施策の推進
《見直しポイント》

現在の機能分散型の施設運営により、市内のホームレス数も減少傾向にあり、効果的に機能している。

今後も、現在の機能分散型施設運営体制を中心に自立を支援していく。

2 多様化するホームレスへの柔軟な施策の推進
《見直しポイント》

ホームレスとの接触の度合いに応じた路上段階からの支援計画を作成するなど巡回相談を充実し、多様化・複雑化するホームレスの課題に対応していく。

3 再ホームレス化の防止に向けた施策の推進
《見直しポイント》

自立支援施設等退所後のアフターケアの拡充及び支援計画の見直しの徹底や、自立支援施設等から自主退所する者の原因を分析し、再ホームレス化防止を推進する。